ごみ処理基本計画案の概要

計画の位置づけ

P1~3

廃棄物処理法に基づき、市が策定を義務付けられた、10年間(2022~2031年度)のごみ処理について 基本的な事項を定めた計画。

環境基本計画の改定に合わせて2027(R9)年度に中間見直しを行う予定。



これまでの成果と課題

P6~7

成果

- ●事業系ごみの減量化(事業者や収集運搬業者への適正な分別と処理の周知や個別指導。定期的な展開検査。事業系古紙の民間リサイクルルートの構築など。)
- ●西部クリーンセンターの新設・東部クリーンセンターの基幹改修
- ●災害廃棄物処理計画の策定
- ●食品ロスの情報収集及び対応の検討・実施



- ●**リサイクル率の維持**(全国的に資源物の重量が減量化。)
- ●リチウムイオン電池の適正排出について市民へ周知
- ●事業系ごみ減量化の調査・研究(取組を継続しながら、 組成調査等の研究を行い対策を検討する。)
- ●**食品ロスの情報収集及び対応の検討**(取組を継続しながら、排出抑制や資源化に努める必要がある。)

基本方針

現計画を継承 P8

自然に恵まれた美しい郷土を次世代へ引き継ぐため、誰もが積極的に「4R」に取り組み、循環型社会を形成する。

① ごみの排出抑制と減量化の推進

ごみ処理を通じて、環境負荷に配慮した消費、使用及び廃棄について意識を高めるための実効性のある仕組みづくり。 (リフューズ、リデュースの推進)

② 適正な循環利用と処理の推進

可能な限り循環利用に努めるとともに、適正な処理を行う。 (リユース、リサイクルの推進)

3 総合的なごみ処理システムの点検・評価

ごみ処理過程において、様々な視点から、更なる効率化と 施設の長寿命化に向けた点検・評価を行う。

指標と目標

P11

目標の達成状況と今後の課題に対応し設定(目標値は令和13年度)

実績(R2)

目標(R13)

最終処分量

年間 4,679t ---->

年間 4,600t以下

適正なごみの減容化や資源化に関係し、最終処分場の残存能力を反映

リサイクル率の維持

32.3%

---> 32%以上

包装容器等の軽量化や紙媒体の減少等に よるリサイクルの軽量化の中、ごみの更なる 資源化の啓発を行い、効果測定

1人1日平均排出量

991g

——> 964g未満

人口減少の中、直接的なごみ減量化 を測定 27gの縮減

現状維持

現状維持

事業系ごみ搬入量

これまでの取組は継続し実績も把握していくが、目標(指標)としては一旦取り下げ、中間見直しまでに調査・研究を進める